

阿南工業高等専門学校授業終始の時刻に関する規則

(令和7年6月11日)

(規則第 19 号)

(目的)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校学則第6条に係る授業終始の時刻について定める。

(平常期間)

第2条 平常期間における授業終始の時刻は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 1時限は、8時45分に始まり、10時15分に終わる。
- (2) 2時限は、10時25分に始まり、11時55分に終わる。
- (3) 3時限は、12時50分に始まり、14時20分に終わる。
- (4) 4時限は、14時30分に始まり、16時00分に終わる。
- (5) 5時限は、16時20分に始まり、17時50分に終わる。

(連続する授業)

第3条 2時限以上連続する同一科目の授業において、授業の実施上の理由により授業終始の時刻により難しい場合は、当該授業の担当教員は授業終始の時刻を調整することができる。

(試験期間)

第4条 試験期間の授業終始の時刻は、試験時間割において定める。

附 則

この規則は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。